

## 公募型プロポーザルに関する公告

プロポーザル方式について次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和 7 年 6 月 10 日

茨城県知事 大井川 和彦

### 1 業務の内容等

#### (1) 業務名

令和 7 年度茨城県農泊推進モデル事業実施業務

#### (2) 業務の内容

令和 7 年度茨城県農泊推進モデル事業実施業務委託仕様書（以下「仕様書」という）のとおり

#### (3) 委託期間

委託契約の日から令和 8 年 3 月 27 日（金）まで

### 2 参加者の資格に関する事項

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。
- (5) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (6) 直近年の国税、県税及び市町村民税を滞納していないこと。

### 3 審査方法及び評価項目

#### (1) 審査方法及び結果の通知

企画提案競争に参加する者（以下「公募参加者」という。）は、提出した企画提案書に基づき、次のとおりプレゼンテーション審査を行うものとする。

ただし、企画提案書の提出者が 1 者のみであった場合には、プレゼンテーション審査は行わず、書面のみによる審査を行う場合もある。また、企画提案書の提出者が複数あった場合、書面による審査を行い、上位の者をプレゼンテーションによる審査の対象とする場合もある。

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案内容を特定するための評価項目

|          |                                                                                                                                                             |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①理解度     | 業務の趣旨を理解し、目的の達成が期待できるか                                                                                                                                      |
| ②実施体制    | 業務の遂行に必要な体制が確保されているか                                                                                                                                        |
| ③実施計画    | 業務遂行に向け、適切な実施計画が作成されているか                                                                                                                                    |
| ④提案内容の評価 | ・仕様書に書かれた業務内容を盛り込んだ提案内容となっているか<br>・先進事例視察・勉強会、情報・意見交換会の内容が農泊の取組拡大・受入体制整備、ネットワーク構築に向けた効果的なものとなっているか<br>・参加者の募集方法について、事業者が主体的かつ効果的に講座を周知し、確実に集客が見込めるものとなっているか |
| ⑤業務実績    | 過去の同種または類似業務の実績                                                                                                                                             |

4 企画提案手続き等に関する事項

(1) 担当部局

〒310－8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6  
茨城県農林水産部農地局農村計画課 農村活性化担当  
電 話 029－301－4264  
F A X 029－301－4169  
電子メール: nokan4@pref. ibaraki. lg. jp

(2) 説明書の交付方法

ア 交付期間

令和7年6月10日(火) から 令和7年6月24日(火) までの午前9時から午後5時(土日祝日を除く)まで。

イ 交付場所

上記(1)の担当部局に同じ

ウ 交付方法

上記イにおいて直接交付(上記(1)の担当部局に事前に連絡すること。)

(3) 質問の受付

令和7年6月10日(火) から 令和7年6月24日(火) までの午前9時から午後5時(正午から午後1時までを除く)まで、担当部局への電話又はFAXにて受け付ける。

なお、FAXにより質疑を提出したときは、電話で送付確認をすること。

(4) 企画提案書の提出期限

令和7年6月25日(水) 午後5時までに(1)へ持参又は郵送する。電子メールでの提出は認めないものとする。

5 その他

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項第6号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 企画提案費用等

企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。

(4) 採択された企画提案書の著作権は茨城県に帰属する。

- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (6) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (7) その他詳細については説明書による。